

II 宮城の将来ビジョン 成果と評価【要 旨】

～平成22年度政策評価・施策評価に係る評価書の要旨～

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて政策評価・施策評価を実施しています。この要旨は、条例第10条第2項に基づき、県が平成21年度の政策、施策及び事業を対象に、平成22年度に実施した政策評価・施策評価の評価書の内容を県民の皆さまにわかりやすく説明することを目的として作成したものです。

1 政策評価・施策評価について

(1) 政策評価・施策評価を行う目的

①政策決定に必要な情報を提供します

県は、政策、施策及び事業の効果を把握しながら、“宮城の将来像として望ましい社会”を実現するという目標に照らして客観的な判定を行い、政策判断に必要な情報を提供します。

②効果的・効率的で質の高い行政を行います

県は、政策、施策及び事業に対する評価の結果をもとに、課題を検証し、今後の政策・施策の展開のあり方を検討して改善を図るなど、行政運営に適切に反映することにより効果的・効率的で質の高い行政を行います。

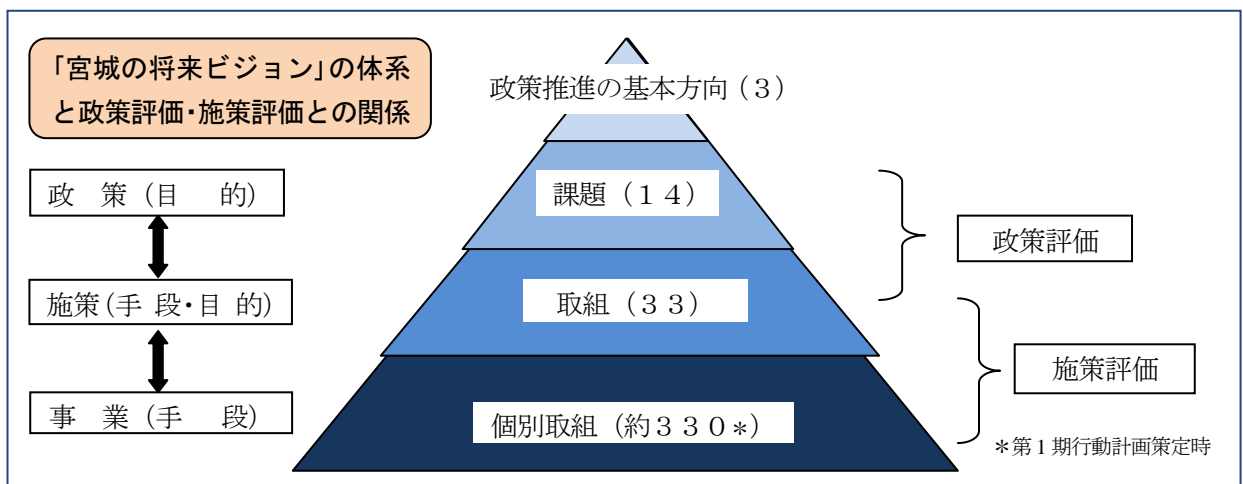
③県民への説明責任を果たし透明性を向上させます

県は、政策、施策及び事業の評価に関する様々な情報を随時公表し、県民の皆さまに対する説明責任を果たしながら、行政の透明性の向上を図ります。

(2) 「宮城の将来ビジョン」の体系と政策評価・施策評価との関係

県では、平成19年3月、県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を掲げる「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」・「安心と活力に満ちた地域社会づくり」・「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の3つの政策推進の基本方向に沿った取り組みを進めています。

宮城の将来ビジョン及び同行動計画では、上記3つの政策推進の基本方向を細分化した14の「課題」、宮城の未来をつくる33の「取組」及び目標達成のための「個別取組」からなる体系を定めています。政策評価・施策評価においては「課題」を「政策」，“取組”を「施策」，“個別取組”を「事業」として整理し、評価を行っています。



(3) 政策評価・施策評価の対象及び方法等

政策評価・施策評価は、政策、施策及び事業について、それらの全体の体系や相互の関係（各々の目的・手段の関係）を踏まえて包括的に評価を行うものであることから、政策評価と施策評価は一連のものとして行います。

政策評価は、政策を構成する各施策の成果（進捗状況）や課題等を総括し、大きな視点から県政の状況を把握するものです。

施策評価は、施策に設定された目標指標等（長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定した指標）の達成状況や施策を構成する各事業の状況などから、前年度の県の施策の成果（進捗状況）を評価し、その課題を検証して次年度の対応方針を示すものです。また、事業の有効性等について分析し、事業の質の向上を図ります。

平成22年度政策評価・施策評価では、宮城の将来ビジョン及び同第1期行動計画（計画期間：平成19年度～平成21年度）をもとに、平成21年度に実施した政策、施策及び事業について評価を行いました。

①評価の対象及び評価項目

| | 政策評価 | 施策評価 |
|------|-------------------------------------|--|
| 評価対象 | 宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた政策及び施策 | 宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた施策及び事業 |
| 評価項目 | ○政策の成果（進捗状況） ○政策を推進する上での課題等と対応方針 | ○施策の成果（進捗状況） ○施策を推進する上での課題等と対応方針 |
| 評価基準 | ○施策の成果（進捗状況）等 | ○目標指標等の達成状況 ○県民意識調査結果 ○社会経済情勢等 ○事業の実績及び成果 |

②政策評価・施策評価の実施機関

県の各担当部局が、それぞれ担当する政策、施策及び事業について評価します。

その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

(4) 政策評価・施策評価の流れ

①政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）の作成 【フロー図1, 2】

県は、政策評価シート、施策評価シート等からなる基本票を作成して、政策・施策を自ら評価します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

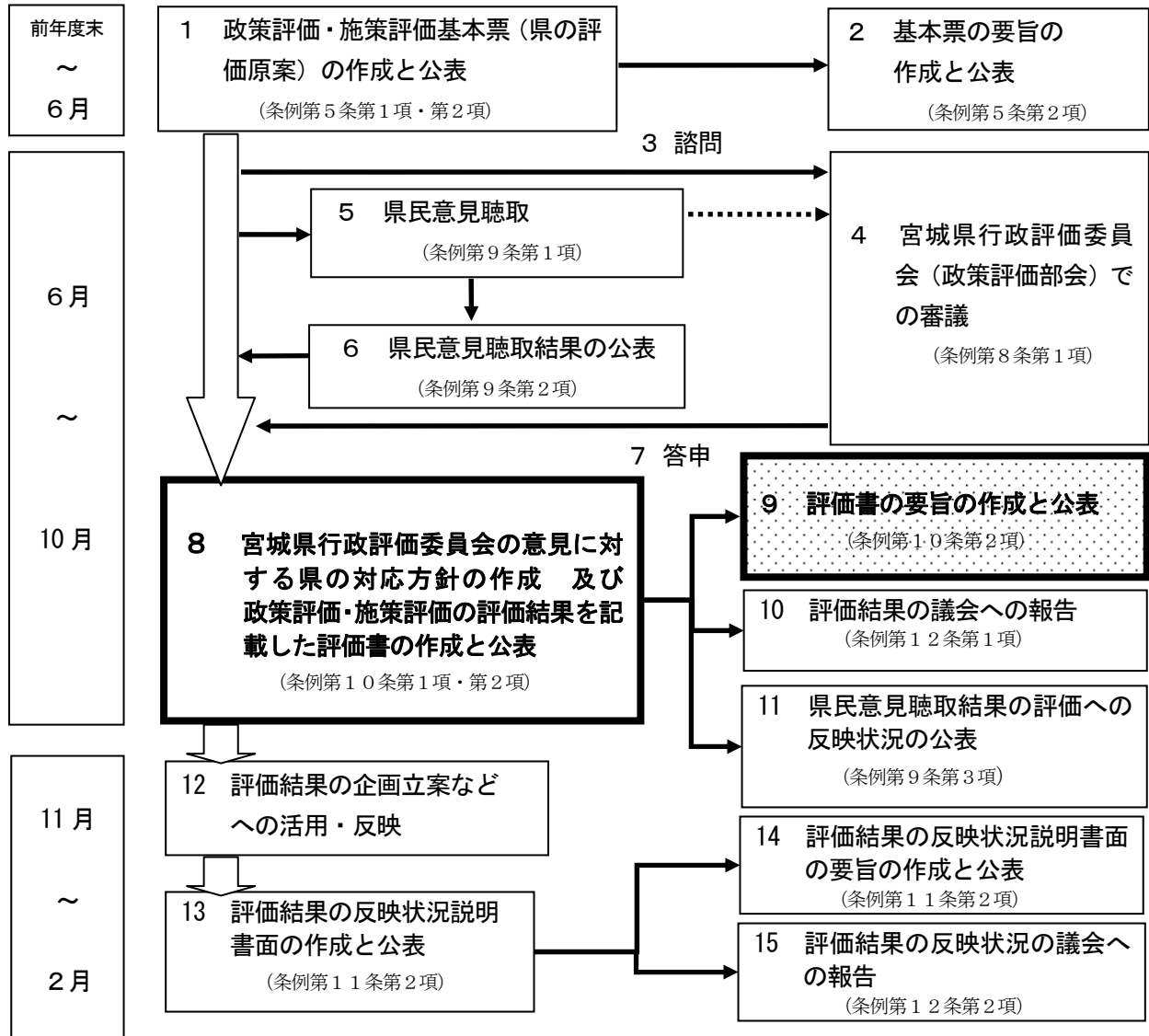
③県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度の政策、施策及び事業に関する企画立案や予算編成並びに組織運営方針を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



2 県が行った政策評価・施策評価の状況

(条例第5条第1項)

県は、宮城の将来ビジョンで定められた全14政策33施策の評価を行い、基本票（県の評価原案）を作成しました。

(1) 政策評価の状況

政策評価では、宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた政策と政策を構成する施策について、各担当部局において県の評価原案として政策評価シートを作成しました。

政策評価シートでは、政策を構成する施策の成果（進捗状況）等から、政策の成果（進捗状況）を評価し、政策を推進する上での課題等と対応方針をまとめました。

| 【政策評価「政策の成果（進捗状況）」に係る評価の区分】 | |
|-----------------------------|--|
| 順調 | : 政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成果等から見て、政策の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの |
| 概ね順調 | : 政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成果等から見て、政策の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの |
| やや遅れている | : 政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成果等から見て、政策の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの |
| 遅れている | : 政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成果等から見て、政策の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの |

評価原案の状況は次のとおりです。

「概ね順調」と判断した政策は11政策、「やや遅れている」と判断した政策は3政策、「順調」又は「遅れている」と判断した政策はありませんでした。

| 政策評価（総括） （政策の成果（進捗状況）） | 順調 | 概ね順調 | やや遅れている | 遅れている | 計 |
|---------------------------|----|------|---------|-------|----|
| 政策数 | 0 | 11 | 3 | 0 | 14 |
| 政策推進の基本方向別内訳 | | | | | |
| 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 安心と活力に満ちた地域社会づくり | 0 | 2 | 3 | 0 | 5 |
| 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 |

なお、各政策評価の評価原案の一覧は、資料（後掲）の「政策評価・施策評価 評価状況一覧表（以下「評価状況一覧表」という。）」中、「評価原案」－「政策評価（総括）」欄を御覧ください。

（2）施策評価の状況

施策評価では、宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた施策と施策を構成する事業について、各担当部局において県の評価原案として施策評価シートを作成しました。

施策評価シートでは、目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から施策の成果（進捗状況）を評価し、施策を推進する上での課題等と対応方針をまとめました。

| 【施策評価「施策の成果（進捗状況）」に係る評価の区分】 | |
|-----------------------------|--|
| 順調 | : 施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策の成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの |
| 概ね順調 | : 施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの |
| やや遅れている | : 施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの |
| 遅れている | : 施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標等の達成状況、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの |

評価原案の状況は、次のとおりです。

「順調」と判断した施策は2施策、「概ね順調」と判断した施策は25施策で、「やや遅れている」と判断した施策は6施策、「遅れている」と判断した施策はありませんでした。

| 施策評価（総括） （施策の成果（進捗状況）） | 順調 | 概ね順調 | やや遅れている | 遅れている | 計 |
|---------------------------|----|------|---------|-------|----|
| 施策数 | 2 | 25 | 6 | 0 | 33 |

政策推進の基本方向別内訳

| | | | | | |
|------------------------|---|----|---|---|----|
| 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | 1 | 11 | 0 | 0 | 12 |
| 安心と活力に満ちた地域社会づくり | 0 | 8 | 6 | 0 | 14 |
| 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | 1 | 6 | 0 | 0 | 7 |

なお、各施策評価の評価原案の一覧は、資料（後掲）の「評価状況一覧表」中、「評価原案」－「施策評価（総括）」欄を御覧ください。

3 宮城県行政評価委員会の政策評価・施策評価に係る意見

（条例第8条第1項）

（1）政策評価・施策評価に係る宮城県行政評価委員会の審議

①審議状況

県は、平成22年6月2日付けで宮城県行政評価委員会に対し、県が行った全14政策33施策に係る政策評価・施策評価について諮問しました。宮城県行政評価委員会（政策評価部会）では6月から7月にかけて、部会と専門分野ごとの分科会を開催して調査審議を行い、7月21日にその結果が答申されました。

②審議方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、分科会を置き、県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」の内容について調査審議が行われました。

（2）宮城県行政評価委員会の意見（答申）

宮城県行政評価委員会での審議の結果、県の評価項目「政策・施策の成果（進捗状況）」及び「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性について判定（3区分）がなされ、各々に意見が付されました（各政策評価・施策評価に付された意見の内容は、評価書の「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見」欄に掲載しています。）。

判定の状況は次のとおりです。

【県の政策評価に対する判定】

| 評価項目 | 判定 | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|--------------------|----|-----------|-----------|----------|
| 政策の成果（進捗状況） | | 9 (2) | 4 (11) | 1 (1) |
| 政策を推進する上での課題等と対応方針 | | 7 (なし) | 4 (12) | 3 (2) |

*（ ）は前年度実績

【県の施策評価に対する判定】

| 評価項目 \ 判定 | 適 切 | 概ね適切 | 要 検 討 |
|------------------------|--------------|--------------|----------|
| 施策の成果（進捗状況） | 2 0 (1 2) | 1 1 (1 9) | 2 (2) |
| 施策を推進する上での課題等 と対応方針 | 1 4 (4) | 1 5 (2 6) | 4 (3) |

* () は前年度実績

| |
|--|
| <p>参考1：県の評価原案「政策・施策の成果（進捗状況）」に対する判定の区分</p> <p>適 切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>概 ね 適 切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>要 検 討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p> |
| <p>参考2：県の評価原案「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定の区分</p> <p>適 切：県の評価原案について、内容が十分であり、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断されるもの</p> <p>概 ね 適 切：県の評価原案について、内容に一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断されるもの</p> <p>要 検 討：県の評価原案について、内容が不十分で、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができないもの</p> |

なお、各政策評価・施策評価に関する判定の一覧は、資料（後掲）の「評価状況一覧表」中、「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定」欄を御覧ください。

4 県の政策評価・施策評価に係る県民意見聴取

（条例第9条第1項）

県では、平成22年6月2日から、県のホームページ及び県政情報センター等において、平成22年度の政策評価・施策評価基本票とその要旨を公表しました。また、6月2日から7月1日までの間、これに関する県民からの意見募集を行いましたところ、1件の意見提出がありました。意見の内容は資料2（後掲）の「県民意見の反映状況について」に記載しています。

5 宮城県行政評価委員会の意見に対する 県の対応方針と政策評価・施策評価の評価結果

（条例第10条第1項）

（1）県の対応方針

県では、条例の規定に基づき、宮城県行政評価委員会の答申で示された意見に対する県の対応方針と、その方針を踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」（本編部分）を作成して公表するとともに、県議会に報告します。

各政策評価・施策評価の判定及び意見に対する対応方針は、評価書の「委員会意見に対する県の対応方針」欄に記載していますが、判定結果を真摯に受け止めるとともに、特に、「要検討」と判定がなされた政策・施策については、県が行った評価に対し強い改善を求める判定であることを認識しながら、十分な対応を図っていくこととしています。

(2) 政策評価・施策評価の評価結果

県では、宮城県行政評価委員会の答申で示された意見の内容を十分に受け止めて対応方針を検討しながら自己評価原案を見直し、最終的な県の評価結果を作成しました。

評価結果の状況は、次のとおりです。

「政策・施策の成果（進捗状況）」について、評価原案から「評価の区分」を修正した政策・施策はないものの、委員会意見を踏まえ、「政策・施策の成果（進捗状況）」の判断理由である「評価の理由」の内容を修正したほか、「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」についても、評価原案の内容を修正しました（8政策・22施策）。各政策・施策の評価結果の内容は、評価書の「評価結果」欄に記載しています。

| 政策評価・施策評価（総括） （政策・施策の成果（進捗状況）） | | 評価の区分 | | | | 計 |
|-----------------------------------|------------------------|----------|------------|----------|----------|----|
| | | 順調 | 概ね順調 | やや遅れている | 遅れている | |
| 政策評価 （政策数） | 基本方向別内訳 | 0 (0) | 11 (11) | 3 (3) | 0 (0) | 14 |
| | 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| | 安心と活力に満ちた地域社会づくり | 0 | 2 | 3 | 0 | 5 |
| | 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | （参考）評価原案 | 0 | 11 | 3 | 0 | 14 |
| 施策評価 （施策数） | 基本方向別内訳 | 2 (2) | 25 (25) | 6 (6) | 0 (0) | 33 |
| | 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | 1 | 11 | 0 | 0 | 12 |
| | 安心と活力に満ちた地域社会づくり | 0 | 8 | 6 | 0 | 14 |
| | 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | 1 | 6 | 0 | 0 | 7 |
| | （参考）評価原案 | 2 | 25 | 6 | 0 | 33 |

*（ ）は前年度の評価結果

なお、各政策・施策の評価結果の一覧は、資料（後掲）の「評価状況一覧表」中、「評価結果」欄を御覧ください。

政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

資料 1

| 政策番号 | 政策名 | 評価原案 | | | 評価結果 | 施策番号 | 施策名 | 評価原案 | | | 評価結果 | 【参考】 | |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|--|-----------------------|------|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--|-----------------------|---|----------------------------|
| | | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 「政策を推進 する上での課題等 と対応方針」 に対する判定 | | | | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 「政策を推進 する上での課題等 と対応方針」 に対する判定 | | | |
| 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～ | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 育成・勝致による 県内製造業の集積促進 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 適切 (適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 製造品出荷額(食料品製造業を除く) 企業立地件数(うち半導体関連企業) | C B |
| | | | | | | 2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 産学官連携数 知的財産の支援(相談・活用)件数 | A C |
| | | | | | | 3 | 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興 | 概ね順調 | 概ね適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 製造品出荷額(食料品) 1事業所当たり粗付加価値額(食料品) | A C |
| 2 | 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | サービス業の付加価値額 情報関連産業売上高 企業立地件数(ソフトウェアハウス・コールセンター・BPOオフィス) | A B B |
| | | | | | | 5 | 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 観光客入込数 宿泊観光客数 都市と農村の交流人口 | B B A |
| 3 | 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 6 | 競争力ある農林水産業への転換 | 概ね順調 | 概ね適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 農業産出額 林業産出額 漁業産出額 アグリビジネス経営体数 優良みやぎ材の出荷量 漁船漁業構造改革実践経営体数 | C B B A A B |
| | | | | | | 7 | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 学校給食の地産地産野菜などの利用品目数の割合 県産主要水産物の仙台市中央卸売市場における販売額シェア 県内木材需要に占める県産材シェア 認定エコファーマー数 みやぎ食の安全安心取組宣言者数 | B C A A B |
| 4 | アジアに開かれた広域経済圏の形成 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 8 | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 宮城県の貿易額 企業立地件数(外資系企業数) | C B |
| | | | | | | 9 | 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 順調 (順調) (※) | 宮城県の貿易額 | C |
| 5 | 産業競争力の強化に向けた条件整備 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 産業人材育成プログラムの実施数 留学生の県内企業への就職者数 認定農業者数 認定林業事業主数 専門的漁業経営体数 | A B B A N |
| | | | | | | 11 | 経営力の向上と経営基盤の強化 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画承認件数 認定農業者数 | B B |
| | | | | | | 12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 | 概ね順調 | 適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量 仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き) 仙台空港利用者数 仙台空港国際線利用者数 高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合 | B C C C A |

○「施策の成果(進捗状況)」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況のほか、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を踏まえて、評価の区分「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」により、総合的に評価しています。「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は、政策・施策の進捗状況等を踏まえて評価しています(県では「課題等と対応方針」に評価の区分を設けず、記述方式で評価を行っているため、本一覧には県の評価内容は掲載していません。具体的な評価内容は、評価書の「評価原案」及び「評価結果」欄を御覧ください。)

○「宮城県行政評価委員会の判定」は、県の評価原案の妥当性について「適切・概ね適切・要検討」の3区分により判定されたものです。

○「評価結果」は、宮城県行政評価委員会の答申(判定及び意見)を踏まえて県が自己評価原案を見直し、最終的な評価を行った結果です。

○「政策・施策の成果(進捗状況)」の「評価の区分」を評価原案から修正した政策・施策はないものの、答申を踏まえて「評価の理由」や「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の内容を修正したものについては、(※)印を付けています(具体的な修正内容は、評価書の「評価結果」欄を御覧ください。)

○「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定」の()内には、昨年度の判定結果を記載しています。また、「評価結果」の()内には、昨年度の評価結果を記載しています。

○目標指標等の達成度の区分は、次のとおりです。

A: 目標値を達成している。 B: 目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C: 目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。 N(判定不能): 現況値が把握できず、判定できない。

政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

| 政策番号 | 政策名 | 評価原案 | | 評価結果 | | 施策番号 | 施策名 | 評価原案 | | 評価結果 | | 【参考】 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------------|------|-------------------------------|---------------|----------------------------|---------------|-----------------------------------|---|---|--|--|--|--|----|---------------|---------|--------|----------|--------------------|---|
| | | 政策評価(総括)「政策の成果(進捗状況)」 | 「政策の成果(進捗状況)」に対する判定 | 「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定 | 「政策の成果(進捗状況)」 | | | 「政策の成果(進捗状況)」 | 「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定 | 「政策の成果(進捗状況)」 | 「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定 | | | | | | | | | | | | | |
| 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 子どもを生み育てやすい環境づくり | やや遅れている | 適切(概ね適切) | 適切(概ね適切) | やや遅れている(やや遅れている) | 13 | 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | やや遅れている | 適切(概ね適切) | 適切(概ね適切) | やや遅れている(やや遅れている) | 合計特殊出生率 | A | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数 | A | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 育児休業取得率(男性) | B | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 育児休業取得率(女性) | B | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 保育所入所待機児童数 | C | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | 概ね順調 | 適切(概ね適切) | 概ね適切(適切) | 概ね順調(概ね順調)(※) | 朝食を欠食する児童の割合(小学5年生) | B | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合 | A | | | | | | | | | | | |
| 7 | 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり | やや遅れている | 適切(概ね適切) | 適切(概ね適切) | やや遅れている(やや遅れている) | 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現 | やや遅れている | 適切(概ね適切) | 概ね適切(概ね適切) | やや遅れている(やや遅れている) | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学5年生:30分以上の児童の割合) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学2年生:1時間以上の生徒の割合) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(高校1年生:2時間以上の生徒の割合) | B | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学5年生) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学2年生) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校1年生) | A | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(小学5年生) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(中学2年生) | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 | B | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 | N | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 16 | 豊かな心と健やかな体の育成 | やや遅れている | 適切(適切) | 適切(概ね適切) | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校) | C |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校) | C |
| | | | | | | | | | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学1年) | C | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合 | A | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 概ね順調 | 概ね適切(適切) | 概ね適切(概ね適切) | 概ね順調(概ね順調)(※) | 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校) | A | | | | | | | | | | | |
| 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校) | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高校) | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 | A | | | | | | | | | | | |

○「施策の成果(進捗状況)」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況のほか、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を踏まえて、評価の区分「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」により、総合的に評価しています。「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は、政策・施策の進捗状況等を踏まえて評価しています(県では「課題等と対応方針」に評価の区分を設けず、記述方式で評価を行っているため、本一覧には県の評価状況は掲載していません。具体的な評価内容は、評価書の「評価原案」及び「評価結果」欄を御覧ください。)

○「宮城県行政評価委員会の判定」は、県の評価原案の妥当性について「適切・概ね適切・要検討」の3区分により判定されたものです。

○「評価結果」は、宮城県行政評価委員会の答申(判定及び意見)を踏まえて県が自己評価原案を見直し、最終的な評価を行った結果です。

「政策・施策の成果(進捗状況)」の「評価の区分」を評価原案から修正した政策・施策はないものの、答申を踏まえて「評価の理由」や「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の内容を修正したものについては、(※)印を付しています(具体的な修正内容は、評価書の「評価結果」欄を御覧ください。)

○「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定」の()内には、昨年度の判定結果を記載しています。また、「評価結果」の()内には、昨年度の評価結果を記載しています。

○目標指標等の達成度の区分は、次のとおりです。

A: 目標値を達成している。 B: 目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C: 目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。 N(判定不能): 現況値が把握できず、判定できない。

政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

| 政策番号 | 政策名 | 評価原案 | | 評価結果 | | 政策番号 | 施策名 | 評価原案 | | 評価結果 | | 【参考】 | | | |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------|------|-------------------------|------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--|--------------------------------------|---|
| | | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 「政策を推進 する上での課題等と対応方針」 に対する判定 | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | | | 「政策を推進 する上での課題等と対応方針」 に対する判定 | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策を推進 する上での課題等と対応方針」 に対する判定 | 施策評価 「施策の成果 (進捗状況)」 | 「施策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 目標指標等の 名称及び達成度 | | |
| 8 | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 | やや遅れている | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | やや遅れている (やや遅れている) | 18 | 多様な就業機会や就業環境の創出 | 適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 新規高卒者の就職内定率 | C | |
| | | | | | | | | | | | | | ジョブカフェ利用者の就職者数 | A | |
| | | | | | | | | | | | | | 障害者雇用率 | B | |
| | | | | | | | | | | | | | 医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 | B | |
| | | | | | | | | | | | | | 救急搬送時間 | C | |
| | | | | | | | | | | | | | がん患者の在宅看取り率 | A | |
| | | | | | | | | | | | | | 病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数 | A | |
| 認定看護師数(皮膚・排泄ケア認定看護師数) | B | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | やや遅れている | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | やや遅れている (やや遅れている) | 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | やや遅れている (やや遅れている) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 肥満者の割合(30歳以上の男性) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | 肥満者の割合(40歳以上の女性) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | がん検診受診率(胃がん) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | がん検診受診率(肺がん) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | がん検診受診率(大腸がん) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | がん検診受診率(子宮がん) | N | |
| | | | | | | | | | | | | | がん検診受診率(乳がん) | N | |
| 3歳児の一人平均むし歯歯数 | B | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 認知症サポーター数 | A | |
| | | | | | | | | | | | | | 主任介護支援専門員数 | A | |
| | | | | | | | | | | | | | 介護予防支援指導者数 | A | |
| 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 | C | |
| | | | | | | | | | | | | | グループホーム利用者数 | A | |
| | | | | | | | | | | | | | 受入条件が整えば退院可能な精神障害者数 | A | |
| 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 | B | |
| | | | | | | | | | | | | | 総合型地域スポーツクラブの創設数 | B | |
| | | | | | | | | | | | | | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) | A | |
| 9 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 概ね順調 | 要検討 (要検討) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 24 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 概ね順調 | 要検討 (要検討) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 商店街の空き店舗率 | C |
| | | | | | | | | | | | | | | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 | C |
| | | | | | | | | | | | | | | 医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 | B |
| | | | | | | | | | | | | | | 公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 | B |
| | | | | | | | | | | | | | | 県内移動における公共交通の利用率 | A |
| 10 | だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 25 | 安全で安心なまちづくり | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 県民の体感治安(治安が良いと感じる県民の割合) | N |
| | | | | | | | | | | | | | | 安全・安心なまちづくり地域ネットワーク数 | B |
| 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 概ね順調 | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) | 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 適切 (適切) | 適切 (適切) | 適切 (概ね適切) | 適切 (概ね適切) | 多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合 | B |
| | | | | | | | | | | | | | | 日本語講座開講数(市町村数) | B |
| | | | | | | | | | | | | | | 日本語講座開講数(箇所数) | C |
| | | | | | | | | | | | | | 国際交流事業で海外と往来した延べ人数 | C | |

○「施策の成果(進捗状況)」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況のほか、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を踏まえて、評価の区分「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」により、総合的に評価しています。「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は、政策・施策の進捗状況等を踏まえて評価しています(県では「課題等と対応方針」に評価の区分を設けず、記述方式で評価を行っているため、本一覧には県の評価状況は掲載していません。具体的な評価内容は、評価書の「評価原案」及び「評価結果」欄を御覧ください。)

○「宮城県行政評価委員会の判定」は、県の評価原案の妥当性について「適切・概ね適切・要検討」の3区分により判定されたものです。

○「評価結果」は、宮城県行政評価委員会の答申(判定及び意見)を踏まえて県が自己評価原案を見直し、最終的な評価を行った結果です。

「政策・施策の成果(進捗状況)」の「評価の区分」を評価原案から修正した政策・施策はないものの、答申を踏まえて「評価の理由」や「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の内容を修正したものについては、(※)印を付しています(具体的な修正内容は、評価書の「評価結果」欄を御覧ください。)

○「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定」の()内には、昨年度の判定結果を記載しています。また、「評価結果」の()内には、昨年度の評価結果を記載しています。

○目標指標等の達成度の区分は、次のとおりです。

A: 目標値を達成している。 B: 目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C: 目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。 N(判定不能): 現況値が把握できず、判定できない。

政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

| 政策番号 | 政策名 | 評価原案 | 評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定 | | 評価結果 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 施策番号 | 施策名 | 評価原案 | 評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定 | | 評価結果 施策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 【参考】 目標指標等の 名称及び達成度 | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|------|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------|------|--------------|------------|-----------------------|---|---|
| | | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 「政策を推進 する上での課題等と 対応方針」に対する判定 | | | | 政策評価 「政策の成果 (進捗状況)」 | 「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定 | 「政策を推進 する上での課題等と 対応方針」に対する判定 | | | | | | | | | |
| 政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 27 | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 | 概ね順調 | 要検討 (要検討) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算) | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算) | B | | | | | | |
| 12 | 豊かな自然環境、生活環境の保全 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 28 | 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 一般廃棄物リサイクル率 | B | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 産業廃棄物排出量 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 産業廃棄物リサイクル率 | B | | | | | | |
| 13 | 豊かな自然環境、生活環境の保全 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 29 | 豊かな自然環境、生活環境の保全 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 協働推進組織が主体となって地域の農村環境保全等の活動を実施した組織数 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 松くい虫被害による枯損木量 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 閉鎖性水域の水質(COD)伊豆沼 | C | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・甲 | C | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・乙 | C | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・丙 | C | | | | | | |
| 14 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 30 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | アドプトプログラム認定団体数 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 中山間地や農地の保全活動に参加する団体数 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 景観行政団体数(市町村) | B | | | | | | |
| 14 | 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 31 | 宮城県沖地震に備えた施設設備や情報ネットワークの充実 | 順調 | 適切 (概ね適切) | 概ね適切 (概ね適切) | 順調 (順調) (※) | 県有建築物の耐震化率 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数 | A | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 | A | | | | | | |
| | | | | | | 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 概ね順調 | 概ね適切 (適切) | 適切 (適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 概ね順調 | 概ね適切 (適切) | 適切 (適切) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 洪水ハザードマップ作成市町村数 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 洪水ハザードマップ市町村作成率 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 土砂災害危険箇所における対策実施箇所数(ハード対策箇所数及びソフト対策箇所数) | B |
| 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 概ね順調 | 概ね適切 (概ね適切) | 要検討 (要検討) | 概ね順調 (概ね順調) (※) | 地すべり、急傾斜地崩壊等から守られる住宅戸数 | B | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 自主防災組織の組織率 | B | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 防災リーダー研修受講者数 | A | | | | | | |

○「政策の成果(進捗状況)」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況のほか、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を踏まえて、評価の区分「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」により、総合的に評価しています。「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は、政策・施策の進捗状況等を踏まえて評価しています(県では「課題等と対応方針」に評価の区分を設けず、記述方式で評価を行っているため、本一覧には県の評価状況は掲載していません。具体的な評価内容は、評価書の「評価原案」及び「評価結果」欄を御覧ください。)

○「宮城県行政評価委員会の判定」は、県の評価原案の妥当性について「適切・概ね適切・要検討」の3区分により判定されたものです。

○「評価結果」は、宮城県行政評価委員会の答申(判定及び意見)を踏まえて県が自己評価原案を見直し、最終的な評価を行った結果です。

○「政策・施策の成果(進捗状況)」の「評価の区分」を評価原案から修正した政策・施策はないものの、答申を踏まえて「評価の理由」や「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の内容を修正したものについては、(※)印を付けています(具体的な修正内容は、評価書の「評価結果」欄を御覧ください。)

○「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の判定」の()内には、昨年度の判定結果を記載しています。また、「評価結果」の()内には、昨年度の評価結果を記載しています。

○目標指標等の達成度の区分は、次のとおりです。

A: 目標値を達成している。 B: 目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。又は現状維持している。

C: 目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。 N(判定不能): 現況値が把握できず、判定できない。

県民意見の反映状況について

宮 城 県

平成 22 年度に行った政策評価及び施策評価において、提出のあった意見の概要及びその反映状況は、以下のとおりです。

記

- 1 意見募集期間
平成 22 年 6 月 2 日（水）～平成 22 年 7 月 1 日（木）〔30 日間〕
- 2 意見提出件数
1 件
- 3 意見の整理の考え方
—
- 4 提出された意見の概要及び反映状況

| | 分野 | 政策・施策名 | 意見の概要 | 評価結果 | 意見の反映状況 |
|---|------------------|--------|--|------|---|
| 1 | 県の政策・施策の取り組みについて | | <p>・膨大なのですべてのデータを見ることはできなかったが、公表されている評価データを見て、政策、施策の中で様々な取り組みをされていることが分かった。今後もがんばってほしい。</p> <p>ただ、「やや遅れている」となっている分野（特に教育や雇用、福祉）もあるので、そこにはもっと力を入れてがんばってほしい。</p> | — | <p>・「宮城の将来ビジョン」で掲げている政策、施策については、引き続き着実に推進し、本県の発展と県民の皆様の暮らしの充実につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、「やや遅れている」としている分野については、今年 4 月にスタートした「宮城の将来ビジョン 第 2 期行動計画」において、特に力を入れて取り組んでいくこととしています。</p> |